

## 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和4年）

令和4年10月25日

人事委員会事務局給与課

## <目 次>

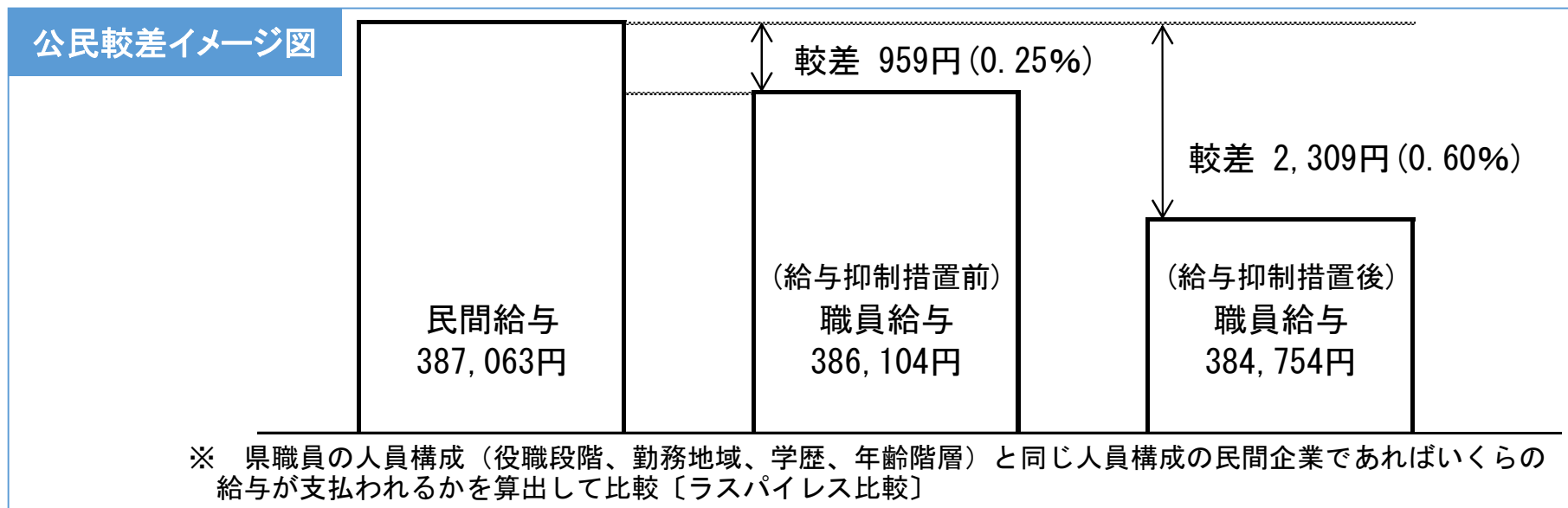
1	公務と民間の給与水準の比較	3
2	給与改定の内容等	4
3	人事行政における諸課題	5
4	おわりに	7

# 公務と民間の給与水準の比較

## ①月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員が民間を給与抑制措置（管理職手当12%減額）前で959円（0.25%）下回っている。

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
本県	387,063円	386,104円	959円 (0.25%)	給与抑制措置前
		384,754円	2,309円 (0.60%)	給与抑制措置後
(参考) 国	405,970円	405,049円	921円 (0.23%)	



## ②特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、職員が民間を0.12月分下回っている。

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	4.42 月	4.30 月	0.12 月
(参考) 国	4.41 月	4.30 月	0.11 月

# 給与改定の内容等

## 3年ぶりに月例給与、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔959円（0.25%）〕を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.10月分） ※令和4年4月遡及適用

### 1 給料表

若手職員（30歳台半ばまで）の給料を4,000円の範囲で引上げ（平均改定率：0.3%）

[初任給月額] 行政A（大卒程度）188,700円 → 191,700円（+3,000円）  
行政B（高卒程度）154,900円 → 158,900円（+4,000円）

### 2 期末・勤勉手当

民間との差が0.12月のため、支給月数を年間で0.10月分引上げ

現行4.30月分→4.40月分（勤勉手当：+0.10月）

[その他の職員の支給月数] ・再任用職員 2.25月分→2.30月分（勤勉手当：+0.05月）  
・任期付研究員等 3.25月分→3.30月分（期末手当：+0.05月）

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢42.3歳、平均経験年数20.5年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	381,470円	4.30月	6,232,000円	53,000円 (0.85%)
改定後	382,373円	4.40月	6,285,000円	

※若手職員（25歳）の場合：年間給与 改定前3,656千円→改定後3,732千円（+77,000円（2.11%））

### 3 その他

- 令和5年度からの定年の段階的引上げについて、制度が円滑に導入されるよう適切に対応。
- 人事院は、人材の確保や勤務環境の整備など様々な取組を進める中で、給与面においても、給与制度のアップデートに向けて、65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与水準、地域手当をはじめ諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直しなど一体的に取組を進めるとしており、今後の人事院の検討の動向を注視しつつ、必要な検討を行っていく。

# 人事行政における諸課題①

## 人材の確保及び育成

### ア 職員採用の強化

- 「躍動する兵庫」を実現し、新しい未来を創造するため、失敗を恐れず、自ら考え、柔軟な発想を持って挑戦し続ける人材を確保
- 採用困難職種は、合格発表の早期化を含め受験しやすい試験方式、処遇の改善等を引き続き検討する必要
- 民間志望者も含めた幅広い対象者に対し、県職員の魅力とやりがいを、知事のトップセールスと併せてしっかりと伝えていくことが必要
- オンラインでの説明会のほか動画コンテンツやSNSによる発信を充実するなどスマホ世代を意識した広報を強化

### イ 中長期視点に立った人材の育成

- 今後の重点取組や施策を取りまとめた新たな「人材育成基本方針」を策定し、「躍動する兵庫」を担う人材の育成を計画的・戦略的に進めていく必要

### ウ 女性の活躍推進

- 「ひょうごアクション8」の目標達成に向け、キャリア支援、ライフステージに応じた研修の充実等、女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に引き続き取り組む必要

## 能力と実績に基づく人事管理

- 定年の引上げや国の人事評価制度改正にも留意しながら、評価結果を任用、給与等により適切に反映し、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用することが重要

# 人事行政における諸課題②

## 働き方改革と勤務環境の整備

### ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- 業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに取り組むとともに、組織全体として、ICTの活用等による業務改革や適正な職員配置を更に進めていくことが重要
- 特に新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする超過勤務の縮減に向け、特定の所属や職員に業務が集中しないよう、業務執行方法の見直し等を図るとともに、健康障害防止に万全を期す必要
- 教職員の業務量の適正管理に向けた取組を強力に推進するとともに、教職員の負担軽減を図るため、学校現場を支援する取組を引き続き進める必要
- 教員未配置問題も教職員の多忙化の一因となっていることから、不足解消に向けた人材確保を含め対策強化が不可欠

### イ 仕事と生活の両立支援

- 育児休業等の制度が十分活用され、男女ともに、不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要
- フレックスタイム制については、今後の働き方改革の進展に合わせて、より利用しやすいよう、適宜、制度面・運用面の見直しを検討する必要
- 在宅勤務制度については、利用促進を図るとともに、経済的な負担軽減の措置について、引き続き民間企業の状況を把握するとともに、国や他の都道府県の動向も注視しつつ、在宅勤務関連手当について検討

### ウ 職員の健康管理

- 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するとともに、職員の健康状態やメンタルヘルスへの影響等の把握に万全を期す必要

### エ ハラスメントの防止

- 依然としてハラスメントによる相談事案や懲戒処分事案が発生しているため、所属長等が職場で十分に注視し、相談しやすい環境整備を更に進めるなど、一層徹底した取組が必要

# 人事行政における諸課題③

## 高齢期の雇用

- 高齢層職員の活躍を促し、知識や経験を活用するために、その役割を明確化し、職員が意欲的に働き続けられるよう、60歳以降の任用や給与について、丁寧な情報提供を行うとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要
- 役職定年制に伴い非管理職に異動する職員の人事配置については、能力や適性、本人の希望を踏まえ、丁寧に進めていく必要
- 再任用制度は、職員の希望にも配慮した勤務形態による任用や配置等に取り組む必要
- 教育職の再任用職員の給与については、定年の引上げに係るより円滑な人事管理や不足する人材の確保の観点踏まえたモデル給料表の作成を全国人事委員会連合会に働きかけていく
- 能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上が必要

## 臨時・非常勤職員の任用等

- 公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定し能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要。会計年度任用職員の勤勉手当について、国は期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る運用状況等も踏まえ検討すべき課題としており、国の検討状況や他の都道府県の状況を注視しつつ総合的に検討していく必要

## 公務員倫理の徹底

- 体罰やセクハラなどの不祥事が依然として発生しているため、懲戒処分の指針をより明確化するなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要

## おわりに

- 管理職手当の減額措置(12%)は、勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されている。地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。しかし、減額措置が長期にわたり常態化している。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるよう要請する。

# 人権啓発施策の推進について

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

県 民 生 活 部  
総 務 課 人 権 推 進 班



## <目 次>

### 1 人権啓発施策の推進

- (1) 「人権文化をすすめる県民運動」の推進 . . . . . 3
- (2) 様々な人権課題に対応した取組の強化 . . . . . 4
- (3) 市町支援事業の推進 . . . . . 6
- (4) 総合的・効果的な施策の推進 . . . . . 7

## 1 人権啓発施策の推進

人権尊重が文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現をめざし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」（平成13年3月策定、平成28年3月改定）のもと、様々な人権啓発活動を展開する。

また、人権侵害事案については、相談から救済へと速やかに繋ぐため、関係機関・団体等との連携・協働のもと、人権擁護に関する啓発や相談等の活動を展開する。

### (1) 「人権文化をすすめる県民運動」の推進（37,757千円）

県民の人権意識を高め、人権問題に対する理解を深めるため、人権啓発イベントや人権情報誌、新聞広告、ポスター、ラジオ放送、啓発ビデオ等様々な媒体を活用して啓発活動を展開する。

#### ア 人権啓発フェスティバルの開催

「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）のメイン行事として、人権に関する講演会やコンサート等を盛り込んだフェスティバルを開催する。

（毎年1回、開催地を変えて順次開催）

<名称> ひょうご・ヒューマンフェスティバル2022 in ひめじ

<開催日等> 令和4年8月28日（日） 姫路市市民会館

<内容> 人権講演会、ファミリーステージ、人権啓発ビデオ上映、啓発パネル展、子ども多文化共生イベント、パラスポーツ体験コーナー等

<参加者数> 約1,000人（ライブ配信視聴含む）



ひょうご・ヒューマンフェスティバル

#### イ 人権のつどいの開催

人権週間（12月4日～10日）にちなみ、県民の人権意識の普及高揚を図るとともに、講演会やパネルディスカッション等の「人権のつどい」を開催する。

#### ウ 人権総合情報誌「きずな」の発行

人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」を毎月発行し、県民や人権関係機関・団体等に提供するほか、人権啓発ラジオ放送において情報誌の内容を紹介する。

<発行部数> 毎月28,000部

（人権課題を踏まえたテーマを月ごとに設定）



ひょうご人権ジャーナルきずな

<ラジオ放送> ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」（毎週火曜日 10:00～13:00）内のコーナー「ハートフル・フィーリング」で紹介

## エ 人権問題文芸作品の公募（のじぎく文芸賞）

人権問題に関する小説、随想、詩等文芸作品を広く県民から募集し、優秀作品を「のじぎく文芸賞」として表彰するとともに、啓発教材として活用を図る。

<応募総数> 1,415 点

<優秀作品集> 3,000 部配布（予定）

## オ スポーツチームと連携協力した人権啓発

プロスポーツチームと連携協力した啓発活動を展開することで、県民、特に青少年にとって「人権」をより身近なものとし、人権尊重の意識高揚を図る機会とする。

<連携チーム> 阪神タイガース

<開催日等> 令和4年5月26日（木） 阪神甲子園球場（観客数 26,255 人）

<内容> バックスクリーン液晶ビジョンでの人権啓発映像の放映、啓発クリアファイルの作成・配布



球場内大型液晶ビジョンによる啓発

## カ 人権研修の実施

人権問題についての正しい理解と認識を深めるための各種研修会を開催する。

### (ア) 県・市町職員研修

県・市町において人権啓発や各担当業務リーダーとなる管理・監督職員等を対象とした研修を実施する。

#### (イ) 特定職種従事者等研修

人権に関わりの深い職種である教職員、医療・福祉業務従事者、消防職員、警察職員や行政書士を対象とした研修を実施する。

#### (ウ) 中小企業人権啓発セミナー

企業経営者を対象に人権意識の高揚を図るためのセミナーを開催する。



県職員オンライン研修（イメージ）

## (2) 様々な人権課題に対応した取組の強化（7,152 千円）

### ア 部落差別解消に向けた啓発

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別解消に向けた県民の理解と認識を深めるため、水平社宣言 100 年の節目となる今年、差別のない社会づくりについて若い世代とともに考えるフォーラムを開催する。

また、地域の啓発を担う隣保館職員等の研修の充実を図るほか、啓発パネル展示等に取り組むなど啓発を強化する。

#### (ア) 人権のつどいの開催（再掲）

<名称> 「未来につなぐ 共生社会づくりフォーラム」

<開催日等> 令和4年12月2日（金） 兵庫県公館（予定）

<内容> 人権講演会、学生によるディスカッション、啓発パネル展 等

(イ) 市町隣保館職員・人権啓発等担当職員研修

- <名 称> 「水平社宣言 100 年 差別のない社会づくり研修会」(仮題)
- <開催日等> 令和 5 年 3 月 14 日(火) 県立のじぎく会館(予定)
- <内 容> 基調講演、若手職員による実践報告、啓発パネル展 等

イ 北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する啓発

喫緊の国民的課題である北朝鮮当局による日本人拉致問題について、県民の理解と認識を深めるため、政府拉致問題対策本部や県内市町等と連携し、啓発の充実強化に取り組む。

(ア) 映画「めぐみ」上映会の開催

- <主 催> 政府拉致問題対策本部、兵庫県、明石市
- <開催日> 令和 4 年 12 月 23 日(金) 14:00~16:00 ウィズあかし(調整中)

(イ)(新)拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い」の開催

- <主 催> 政府拉致問題対策本部、兵庫県、川西市
- <開催日> 令和 5 年 1 月 13 日(金)  
14:00~16:30 キセラ川西(調整中)

(ウ) 拉致問題啓発ビデオ「私たちにできること - 拉致問題の解決を願って -」の活用

- <制 作> 令和 3 年度 高校生との共同制作
- <活用方法> YouTube 動画チャンネルで配信するとともに DVD を貸し出し、研修会や学校教育等で活用



兵庫県拉致問題啓発ビデオ(チラシ)

ウ インターネット上の人権侵害への対応

(ア) インターネット・モニタリング事業の実施

インターネット上での差別的な書込みのモニタリング(監視)を行い、人権侵害の抑止を図るとともに、悪質な書込みについては、掲示板管理者や法務局等へ削除依頼を行うほか、市町担当職員を対象にモニタリングに関する知識や情報の共有、課題解決に向けた検討などを行う研修会を実施する。

- <削除依頼件数> 109 件(令和 4 年 9 月末現在)
- <市町職員研修> 開催回数 2 回(5 月及び 2 月予定)

(イ)(新)インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する専門相談窓口の開設

ネット上の誹謗中傷や差別、コロナ差別等人権侵害にかかる司法的救済の専門相談窓口を県弁護士会との連携のもと新たに開設する。

- <実施日等> 毎週木曜日 15 時~17 時 県立のじぎく会館
- <実施方法> 県弁護士会所属の弁護士が交代で対応(電話、面接)



弁護士による専門相談(チラシ)

## エ L G B T等性的少数者に関する人権問題への取組

### (ア) 多様な性への理解促進

多様な性（性的指向、性自認）に関する正しい理解を促進し、L G B T等性的少数者に対する偏見や差別をなくすため、職員向けガイドラインや啓発リーフレットを活用し県・市町職員や県民の理解促進を図るほか、性自認の問題等を取り上げた啓発動画を制作する。



L G B T 専門相談（チラシ）

### (イ)(新) L G B T等性的少数者に関する専門相談窓口の開設

当事者の気持ちに寄り添う専門相談窓口を新たに開設する。

<実施日等> 毎週土曜日 18時～21時 支援団体事務所他

<実施方法> 支援団体の専門スタッフが交代で対応

（電話、面接）

## オ 人権相談（人権全般）への対応

（公財）兵庫県人権啓発協会に人権擁護推進員を配置し、法務局等関係機関との連携のもと、電話・メール・面談等により様々な人権相談に対応する。

<実施日等> 月～金曜日 9時～17時

<実施方法> 電話(129件)、メール(184件)、面談(7件)、その他(4件)

（ ）は令和3年度実績

## (3) 市町支援事業の推進（289,645千円）

### ア 地域啓発活動の支援

#### (ア) 人権文化県民運動推進補助

「人権文化をすすめる県民運動」の趣旨に基づき、市町が実施する地域の実情に応じた多様な啓発事業に対して補助金を交付し、市町の啓発活動の支援を通じて県民の人権意識の高揚を図る。

<補助対象>

- ・基本事業：「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）を中心に行われる啓発事業や、住民学習会等地域社会に密着した啓発事業
- ・特別事業：本人通知制度啓発事業、インターネットモニタリング事業、人権ネットワーク会議運営事業、外国人・障害者・性的少数者に関する啓発を推進する人権ユニバーサル事業等先駆的・モデル的な事業

<補助基準額・補助率>

事業区分	基本事業			特別事業
	4万人未満	4万人以上12万人未満	12万人以上	
人口	4万人未満	4万人以上12万人未満	12万人以上	
補助基準額	900千円	1,350千円	1,950千円	240千円
補助率	1 / 3			

(イ) 人権啓発活動地方委託事業

法務省所管の人権啓発事業を本県が受託し、県内関係市町において、市町域等広域的な啓発活動を実施する（神戸市は国から別途受託）。

<事業内容> 講演会・研修会の開催、啓発資料の作成・配布等

<実施市町> 32 市町

(ウ) 本人通知制度の普及支援

戸籍謄本等の不正取得の防止を図る事前登録型本人通知制度の普及・充実に向け、市町への情報提供等の支援を行う。

イ 隣保館活動の推進

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種事業を総合的に行う隣保館の運営・整備に要する経費を助成する。（隣保館設置主体 = 市町）

(ア) 隣保館運営事業費補助

相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業等に要する経費の助成を行う。

<設置市町> 20 市 8 町（53 館） 政令市・中核市を除く。

<補助率> 3 / 4（国 1 / 2、県 1 / 4）

(イ) 隣保館施設整備事業補助

老朽化した隣保館の改修整備等を促進するため、経費の助成を行う。

<補助対象> R3：3 館(R2 繰越分含む) R4：1 館(予定)

<補助率> 3 / 4（国 1 / 2、県 1 / 4）等（内容：大規模修繕、改築等）

(4) 総合的・効果的な施策の推進（56,589 千円）

ア 人権施策推進会議、人権擁護推進懇話会の開催

庁内全部局で構成する「人権施策推進会議」において、多様化する人権課題に対応した施策の検討を行うとともに、学識者等で構成する「人権擁護推進懇話会」での専門的見地からの意見を踏まえ、施策を効果的に推進する。

イ ひょうご人権ネットワーク会議の開催

様々な人権問題の解決を図るため、人権関係団体、地域・職域団体、行政等が「ひょうご人権ネットワーク会議」の開催等を通じて、人権に関わる啓発・相談・援助等の活動を連携して展開する。

<構成団体・機関数> 45 団体・16 機関

ウ 県立のじぎく会館の管理運営

人権に関する研修・啓発・研究等の全県拠点施設である県立のじぎく会館の管理運営を行う。

<指定管理者>（公財）兵庫県人権啓発協会

<主な施設> 大ホール、会議室、図書資料室、視聴覚室、相談室、ふれあいルーム 等

<利用人員> 27,557 人（R3）、28,083 人（R2）



県立のじぎく会館

## 県民の参画と協働の推進について

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

県 民 生 活 部  
県 民 生 活 課

## <目 次>

### 1 県民の参画と協働の推進

- (1) 県民の参画と協働の推進に関する条例の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 県民生活審議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 地域づくり活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 2 県民ボランティア活動の支援

- (1) ひょうごボランティアプラザによる支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) ひょうご県民ボランティア活動賞表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 3 特定非営利活動法人（NPO 法人）制度の運用

- (1) 特定非営利活動法人の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 特定非営利活動法人の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 特定非営利活動法人の設立・運営等に対する支援に関する取組・・・・・・ 8

### 4 生涯学習の推進

- (1) 生活創造センターの運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 文化会館等の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 生涯学習・実践活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11



# 1 県民の参画と協働の推進

## (1) 県民の参画と協働の推進に関する条例の推進

県民の参画と協働のもと、兵庫らしい地域づくりを進めるため、「参画と協働の推進方策」（令和3～7年度）に基づき、県民の主体的な地域づくり活動を支援するとともに、県民の県行政への参画と協働を推進する。

〈参画と協働の推進方策〉 ※令和3年3月改定

### 地域づくり活動支援指針

県民の参画と協働による地域づくり活動の拡がりに向けた県の支援施策の展開方向等を明らかにしたもの

- ① 情報提供・相談体制整備
- ② 知識・技能の習得機会提供
- ③ 活動・交流拠点確保
- ④ 人材確保
- ⑤ 資金調達支援
- ⑥ 連携支援
- ⑦ 仕組みづくり支援

### 県行政参画・協働推進計画

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するため、県の施策の展開方向等を明らかにしたもの

- ① 情報公開の推進
- ② 政策形成への参画機会確保
- ③ 協働事業の機会確保
- ④ 評価・検証への参画機会確保

### ア 年次報告の作成

前年度の参画と協働の推進に関する県の施策の実施状況を取りまとめ、インターネット等で公表する。

### イ 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

県の計画等に対し、広く県民の意見を求めるとともに、県行政の透明性の向上及び説明責任を果たすため、県民意見提出手続制度を運用する。

〈実施件数〉44件（令和3年度）、4件（令和4年9月末現在）

### ウ 附属機関等における委員の公募、会議の公開等

政策形成に県民の意見等を反映するため、附属機関等の委員の公募に関する制度を運用するとともに、会議の公開等を推進する。

〈実施機関数〉（令和4年9月末現在）※対象となる機関は全て実施

委員公募実施機関数 22 機関

会議公開実施機関数 50 機関

## (2) 県民生活審議会の運営（1,126千円）

豊かで調和のとれた県民生活の実現方策等について調査・審議を行う。

〈第13期審議会の概要〉

- 委員 学識経験者、団体代表者等（委員30名）
- 任期 令和2年12月21日～令和4年12月20日
- 審議内容 ポストコロナ社会の新たな生活スタイルについて 等

### (3) 地域づくり活動への支援

#### ア 地域づくり活動応援事業の推進（52,140千円（各県民局・県民センター予算合計額））

地域団体の創意工夫による取組や、複数の地域・団体が連携した広域的な活動に対して助成を行い、地域団体活動の充実強化と地域の活性化を図る。

〈助成内容〉 1団体当たり原則50万円以内

〈助成件数〉 252件 44,915千円〔平均178千円〕（令和4年9月末現在）

〈活動分野〉 ①まちづくり(35.3%)

多世代が季節の行事等で交流し地域のつながりを強める活動 等

②文化・芸術・スポーツ(23.0%)

絵本に関わる展覧会、個展を巡るスタンプラリーの開催 等

③子どもの健全育成(15.5%)

子どもたちに自然の豊かさを知ってもらうイベントの開催 等

#### イ 優れた地域づくり活動の顕彰（409千円）

“こころ豊かな美しい兵庫”の実現に貢献している個人に対しては「このとり賞」、地域社会の連帯意識の醸成に貢献している団体に対しては「くすのき賞」を表彰する。※各県民局・県民センターで実施

〈表彰件数〉 このとり賞：157件 くすのき賞：63件 計：220件（令和3年度）

#### ウ 地域づくり活動に役立つ情報の発信（10,991千円）

ふるさとへの誇りや愛着につながる情報や活動に役立つ情報を発信し、県民のふるさと意識の醸成や地域活動団体の活性化を図る。

##### (ア) インターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」

県内各地で活躍している人物や地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる団体等の活動をインターネットで紹介する。

〈アクセスユーザー数〉 37,057件（令和4年4月～9月）

名 称	紹介内容	令和4年度予定
“すごいすと”	様々な分野で活躍している人物の地域への思いと活動。令和4年度は“ふれあいのすごいすと”を5人追加	15人 累計142人 令和4年9月末現在
CO+CO(ここ)すごい	地域課題の解決に積極的に取り組んでいる団体等の活動	5団体 累計22団体 令和4年9月末現在

##### ○【まちづくり分野】若狭 健作 氏（R4.7.25掲載）

地域プランナーとして調査研究や公園管理事業などをおこなう傍ら、フリーペーパー「南部再生」の発行や「泥団子づくりワークショップ」、「公園でスプーンカービング」といった、尼崎でさまざまな楽しいイベント等の仕掛けづくりに取り組む、まちのお兄さんの存在。



【複数の古書店の本を持ち寄りオープンした『二号店』】

#### (イ) 地域活動団体向けメールマガジンの配信

地域づくり活動団体等に向け、コロナ禍でも活動継続できた好事例や、活躍している人・団体の情報、県内各地のイベント情報など、お役立ち情報を発信する（月1回）。

#### エ （新）ふれあい活動アドバイザー派遣事業（1,380千円）

地域づくり活動団体が抱える課題の解決を図るため、「ふるさと兵庫“すごいすと”」で取り上げられた人をふれあい活動アドバイザーとして、地域づくり活動団体に派遣し、解決のための相談・助言等を行う。

〈助成内容〉 謝金：1回上限3万円、旅費：県規程による額

活動経費：1回毎の上限2万円

〈助成件数〉 4件（令和4年9月末現在）

〈助成例〉 手柄山中央公園を里山として利活用できるメニューづくり等に対しアドバイザー謝金等を助成（手柄地区連合自治会）

## 2 県民ボランティア活動の支援

### (1) ひょうごボランティアプラザによる支援

#### ア ひょうごボランティアプラザの運営（27,648千円）

多様な主体の交流促進や各種支援情報の提供などの事業を通じ、県民のボランティア活動を支援・促進する。また、県内の中間支援団体と連携して、ボランティア活動や団体運営等への相談や助言を実施する。

設置場所	神戸市中央区東川崎町 神戸クリスタルタワー6階
開館時間	平日：9時～19時、土曜日：9時～17時 （日・祝日・年末年始・GW・お盆休館）
施設内容	交流サロン、セミナー室、印刷コーナー等
事業内容	①交流・ネットワーク、②情報の提供・相談、③人材養成、 ④活動資金支援、⑤調査研究、⑥災害ボランティアの支援
利用人員	6,332人（令和3年度） ※令和4年9月末現在 4,113人

#### イ 多様な主体の交流・ネットワーク化の支援

NPO、学生、企業等が一堂に会し、意見交換・情報収集を行う「地域づくりネットワーク会議・ひょうごボランティア基金助成事業報告会」を開催する。

〈開催時期〉 令和5年2月（予定）

〈開催場所〉 クリスタルホール（神戸市・約100名・予定）



【地域づくりネットワーク会議】

#### ウ 地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運営

団体を取り組む地域づくり活動の内容やイベント情報、行政・企業などからの各種支援情報を集約し、インターネットを通じて県民に提供する。

〈登録団体数〉 2,562件（令和4年9月末現在）



【「コラボネット」トップページ】

## エ ひょうごボランティア基金による活動支援（121,000千円）

ボランティアグループ・団体等による草の根の活動支援など、ひょうごボランティア基金による助成事業を通じて、県民の多彩な活動を支援する。

事業名		対象	限度額 (上限)	令和4年度 件数	金額 (千円)
県民ボランティア活動助成		法人格を持たないボランティアグループ等	3万円	2,901	87,030
中間 支援 活動 助成	基本事業	地域のNPO等の基本的な活動を支援する中間支援団体	50万円	13	6,500
	創設支援 事業	NPO団体や地域活動などを総合的に支援する体制の構築を目指すNPO等	50万円	5	2,500
地域づくり活動NPO事業助成		地縁団体等と連携し、先導的・先駆的な活動を進めるNPO等	50万円	61	21,700

＜助成例：地域づくり活動NPO事業助成＞

- ・「きょうどうのわ」（神戸市東灘区）

自治会、神戸国際大学などと連携し、多世代交流イベントの実施やコロナ禍での活動の実態調査と活動手引書の作成・配布により、地域活動へ参加する住民のすそ野を広げ、活動の持続を図る。

## オ 災害救援ボランティア活動への支援

関係団体連絡会議の開催や災害ボランティアバスの派遣等とともに、災害ボランティア活動に参加しやすいしくみづくりを進める。

### (ア) 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（102千円）

災害発生時に備えて、平時からの関係機関相互のネットワークの強化を図り、支援体制の確立と定着を進める。

〈構成団体〉

〔 日本赤十字社兵庫県支部、神戸市社会福祉協議会、コープこうべ、  
兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県経営者協会、  
中間支援NPO団体、災害専門ボランティア団体 等 49団体 〕

#### ○連絡会議の開催

〈開催日・場所〉 令和4年10月7日・クリスタルホール（神戸市）

〈内 容〉 地域資源を活用した災害復旧・復興の取組についての講義  
構成団体による事例発表 等

#### ○令和4年度大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練

南海トラフ地震の発生を想定し、被災者のニーズに対し的確に対応できるネットワーク強化を目的に、合同訓練を実施

〈開催日・場所〉 令和4年12月26日・クリスタルホール（神戸市・予定）

〈参加者〉 同会議構成員、県・市町・市町社協・学識経験者等

〈内 容〉 災害ボランティアセンターの設置運営訓練

(イ) 被災地に対する復旧・復興活動への支援 (55,450 千円)

東日本大震災や台風、豪雨災害の被災地に対し、ボランティアバスを派遣するなど、復旧・復興活動への支援活動に取り組む。

また、県内の大規模災害発生時に、県内外の社協、NPO、行政等が、被災者ニーズや支援活動等の情報を共有し、協働した支援体制を整備する。

事業名	対象	内容	実績
災害ボランティアバス	復旧期	(対象者) ・兵庫県災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議構成団体等 ・参加者が10名以上	—
被災地「絆」ボランティアバス支援事業	復興期	(対象者) ・県内の学校 ・参加者が20名以上 (対象事業) 仮設住宅などで行われる被災者を励まし交流するボランティア活動 (対象経費) バス借上料、上限80万円等	(令和3年度) 5台 (令和4年度9月末) 4台
被災地「絆」ボランティアバス助成事業	復興期	(対象者) ・県内に活動拠点を有している団体 ・参加者が10名以上 (対象事業) 仮設住宅などで行われる被災者を励まし交流するボランティア活動 (対象経費) バス借上料、上限32万円等	—
ひょうご若者被災地応援プロジェクト	復興期	(対象者) ・県内在住等の15歳以上35歳未満の若者が主体の団体 ・5名以上で構成する団体 (対象事業) 傾聴ボランティアなど被災地の復興を応援する活動 (対象経費) 旅費・宿泊費・活動費、上限20万円	(令和3年度) 3件 (令和4年度9月末) 5件
大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト	復旧期	(対象者) 5名以上で構成する団体・グループ (対象事業) がれき撤去や泥かき等の被災者支援活動 (対象経費) 旅費・宿泊費、上限20万円 PCR検査費用(県健科研)、4千円/人	—

(2) ひょうご県民ボランティア活動表彰 (553 千円)

永年にわたり県民ボランティア活動を継続している個人や団体を表彰する。

(表彰件数) 個人表彰：20件 団体表彰：31件 計51件 (令和4年度11月予定)

### 3 特定非営利活動法人(NPO法人)制度の運用(2,292 千円)

#### (1) 特定非営利活動法人の認証

特定非営利活動促進法に基づき、福祉、まちづくり、子どもの健全育成など様々な社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与する認証事務を行う。

##### ア 認証数

認証法人 2,153 法人〔県 1,406、神戸市 747〕(令和4年9月末現在)  
 (令和3年度) 設立 49 法人〔県 33、神戸市 16〕 解散 83 法人〔県 46、神戸市 37〕  
 (令和4年度) 設立 31 法人〔県 17、神戸市 14〕 解散 49 法人〔県 19、神戸市 30〕

##### イ 地域別・活動分野別の状況

地域	法人数	構成比	〈参考〉人口1万人 当たり法人数	活動分野	法人数	構成比
神戸地域	795	36.9%	5.3	保健・医療・福祉	843	60.0%
阪神南地域	331	15.4%	3.2	まちづくり	740	52.6%
阪神北地域	255	11.8%	3.6	社会教育	670	47.7%
東播磨地域	175	8.1%	2.5	子どもの健全育成	637	45.3%
北播磨地域	118	5.5%	4.6	他の団体の活動支援	512	36.4%
中播磨地域	186	8.6%	3.3	学術・文化・芸術・スポーツ	430	30.6%
西播磨地域	88	4.1%	3.7	職業能力開発・雇用	370	26.3%
但馬地域	75	3.5%	4.9	環境保全	304	21.6%
丹波地域	67	3.1%	6.8			
淡路地域	63	2.9%	5.1			
計	2,153	100.0%	4.0			

※ R4.9.30現在(神戸市所轄法人含む)

※ R4.9.30現在、母数は県所管の1,406法人  
 ※ 法別表が定める20の活動分野のうち、上位8つを記載  
 ※ 一つの法人が複数の活動分野を行う場合があるため、合計は100%にはならない。

#### (2) 特定非営利活動法人の認定

認定基準を満たした特定非営利活動法人に税制上の優遇措置を与える認定事務を行う。

##### ア 認定数 認定法人 52 法人〔県 27、神戸市 25〕(令和4年9月末現在)

(令和3年度) 認定 9 法人〔県 6、神戸市 3〕

(令和4年度) 認定 4 法人〔県 2、神戸市 2〕

##### イ 認定基準

認証NPO法人として1年以上の適正運営、寄附収入が一定の基準(3千円以上の寄附者が100人以上など)を満たすこと 等

##### ウ 認定のメリット

対象団体に寄附を行った場合、当該寄附金額の一定割合に相当する額を控除  
 [控除額 = (寄附金 - 2千円) × (所得税 40% + 県民税・市町民税 10%)]

#### (3) 特定非営利活動法人の設立・運営等に対する支援に関する取組

県内 28 の中間支援団体と県、神戸市で構成する「ひょうご中間支援団体ネットワーク」と協働で作成した「NPO 法人の設立運営に係る手引書」を配付し、制度の周知や設立後の運営に役立つ情報の発信に努めるとともに、主な事務手続に関する説明動画を作成し県ホームページで公開する。

## 4 生涯学習の推進

### (1) 生活創造センターの運営（282,530千円）

多様な分野にわたる県民の生涯学習・地域づくり活動（生活創造活動）の拠点施設として、生活創造センターを運営し、様々な活動の支援と各地域の特色を踏まえた事業を展開する。

#### ア 神戸生活創造センター

＜所在地＞ 神戸市長田区(新長田合同庁舎1階)

＜開設年＞ 平成12年

＜指定管理者＞ 大阪ガスビジネスクリエイト(株)

＜主な施設＞ 多目的フリースペース、図書コーナー、講座研修室、スタジオ、調理室、展示ギャラリー 活動ブース 等

＜利用人数＞ 91,263人(R3)、71,099人(R2)

＜主な事業＞ ママさんサロン『ままるん』、Zoom使い方セミナー 等



【ママさんサロン『ままるん』】

#### イ 東播磨生活創造センター（愛称：かこむ）

＜所在地＞ 加古川市（加古川総合庁舎1階）

＜開設年＞ 平成20年

＜指定管理者＞ （特非）シミンズシーズ

＜主な施設＞ 創作工房、講座研修室、スタジオ、パフォーマンススペース、グループ活動ブース、ギャラリー 等

＜利用人数＞ 156,310人(R3)、159,120人(R2)

＜主な事業＞ kaco-LAB. フェス、東ハリマくらし学校、シニア交流サロン 等



【kaco-LAB. フェス】

#### ウ 丹波の森公苑

＜所在地＞ 丹波市

＜開設年＞ 平成8年

＜指定管理者＞ （公財）兵庫丹波の森協会

＜主な施設＞ ホール(705席)、多目的ルーム、創作工房、ギャラリー、会議室、テニスコート(8面)、グラウンド、グループ活動コーナー、里山 等

＜利用人数＞ 133,241人(R3)、82,816人(R2)

＜主な事業＞ 丹波の森フェスティバル、子どもミュージカル体験塾 等



【丹波の森フェスティバル】

## (2) 文化会館等の運営 (242,042 千円)

地域文化・スポーツの振興及び生活創造活動の拠点施設として、文化会館等を運営し、様々な活動の支援と各地域の特色を踏まえた事業を展開する。

### ア 但馬文教府

＜所在地＞ 豊岡市

＜開設年＞ 昭和 38 年

＜指定管理者＞ (公財) 兵庫県生きがい創造協会

＜主な施設＞ ふるさと交流館、体育室、調理室、  
ギャラリー、生活創造情報プラザ 等

＜利用人数＞ 76,583人(R3)、55,156人(R2)

＜主な事業＞ 科学する但馬のこども作品展、親子フェスタ、ふるさと芸術文化祭 等



【親子フェスタ(鉄道模型 CLUB)】

### イ 西播磨文化会館

＜所在地＞ たつの市

＜開設年＞ 昭和 50 年

＜指定管理者＞ (公財) 兵庫県生きがい創造協会

＜主な施設＞ 体育室、講堂、会議室、調理室、  
美術展示室、生活創造情報プラザ 等

＜利用人数＞ 63,602人(R3)、54,369人(R2)

＜主な事業＞ 短歌祭・俳句祭、播州段文音頭大会、地元高校との交流 等



【地元高校との交流(陶芸クラブ)】

### ウ 淡路文化会館

＜所在地＞ 淡路市

＜開設年＞ 昭和 47 年

＜指定管理者＞ (公財) 兵庫県生きがい創造協会

＜主な施設＞ 講堂、会議室、調理教室、体育室、  
美術展示室、生活創造情報プラザ 等

＜利用人数＞ 29,639人(R3)、20,942人(R2)

＜主な事業＞ 元気っ子フェスティバル、日本画・洋画セミナー 等



【元気っ子フェスティバル(試乗体験)】

### エ 嬉野台生涯教育センター

＜所在地＞ 加東市

＜開設年＞ 昭和 54 年

＜指定管理者＞ (公財) 兵庫県生きがい創造協会

＜主な施設＞ 宿泊棟、食堂、研修室、講堂、体育  
館、テニスコート、生活創造情報プラザ 等

＜利用人数＞ 67,745人(R3)、40,474人(R2)

＜主な事業＞ うれしの春のフェスティバル、ひょうご冒険教育 (HAP) 等



【春のフェスティバル(松ぼっくり工作)】



### (3) 生涯学習・実践活動への支援（100,802千円）

県民の学びを通じた生きがいづくりの支援と地域づくり活動の人材養成を図るため、高齢者大学の運営等を行う。

#### ア 高齢者学習の推進

##### (7) いなみ野学園の運営

<所在地> 加古川市（専用学舎）

<運営者>（公財）兵庫県生きがい創造協会

<講座>



【大講堂での講義】

講座名	概要
①大学講座 (学年定員 340 人)	(修了年限) 4 年 (学習時間) 年 30 日(90 時間) (週 1 日) (入学資格) 概ね 56 才以上 (受講料) 50,000 円/年 (学科) 園芸(100 人)、健康づくり(100 人)、 文化(100 人)、陶芸(40 人) (R4 受講者数) 794 人 (R4 入学者数) 254 人
②大学院講座 (学年定員 50 人)	(修了年限) 2 年 (学習時間) 年 30 日(90 時間) (週 1 日) (入学資格) 大学講座修了者 (受講料) 50,000 円/年 (R4 受講者数) 98 人 (R4 入学者数) 48 人
③高齢者放送大学 (ひょうごラジオ カレッジ)	毎週土曜日、ラジオ関西で放送する講座を聴取し、はがきやメールで感想文提出 (修了年限) 1 年 (学習時間) 52 日・30 分/回 (入学資格) なし (受講料) 6,000 円/年 ※修了後も生涯聴講生として受講可 (R4 受講者数) 1,393 人

##### (イ) 阪神シニアカレッジの運営

<所在地>

宝塚市（阪神健康交流センター 3・4 階）

<運営者>

（公財）兵庫県生きがい創造協会

<講座>



【屋上農園での園芸実習】

講座名	概要
①大学講座 (学年定員 150 人)	(修了年限) 4 年 (学習時間) 年 60 日(90 時間) (週 2 日) (入学資格) 56 才以上 (受講料) 50,000 円/年 (学科) 園芸(50 人)、健康(50 人)、国際(50 人) (R4 受講者数) 585 人 (R4 入学者数) 165 人
②阪神ひと・ まち創造講座 (学年定員 30 人)	(修了年限) 2 年 (学習時間) 年 30 日(45 時間) (週 1 日) (入学資格) 56 才以上 (受講料) 25,000 円/年 (R4 受講者数) 58 人 (R4 入学者数) 29 人

(ウ) 地域高齢者大学の運営

学園名（施設名）	R4 受講者数(入学者数)	運営者
みてやま学園 （但馬文教府）	156 人（45 人）	(公財)兵庫県生きがい創造協会
ゆうゆう学園 （西播磨文化会館）	171 人（51 人）	
いざなぎ学園 （淡路文化会館）	143 人（45 人）	
うれしの学園生涯大学 （嬉野台生涯教育センター）	138 人（54 人）	
丹波OB大学 （丹波の森公苑）	149 人（66 人）	(公財)兵庫丹波の森協会

<各学園共通>

講座名	概要
①大学講座 （学年定員 60 人）	(修了年限) 4 年 (学習時間) 年 20 日程度(60 時間)(月 2 日) (入学資格) 概ね 60 才以上 (受講料)12,500 円/年
②地域活動実践 講座 （学年定員 30 人）	(修了年限) 2 年 (学習時間) 年 20 日程度(60 時間)(月 2 日) (入学資格) 概ね 60 才以上 (受講料)12,500 円/年

(I) 全学園における ICT を活用した講座内容の充実と学びの継続の確保

新型コロナウイルス感染症対策として、ICT を活用した「分散教室」や「オンライン講義（同時配信・録画配信）」、「遠隔合同講義」等を実施する。また、受講者のニーズに合わせ、今後も継続して内容の充実と学びの継続の確保を図る。

(オ) 地域づくり活動等への支援

いなみ野学園、阪神シニアカレッジにおいては、「地域活動支援センター」を設置し、受講生や卒業生が地域活動やボランティア活動に取り組めるよう登録団体の紹介や相談、マッチング等の支援を実施する。

<取組例> 高齢者の傾聴、子どもたちへの読み聞かせ、地域の花壇づくり等

## イ 様々な学びの場の情報提供

県民の主体的な学びと実践活動を支援するため、（公財）兵庫県生きがい創造協会と連携し、相談・情報提供等を行う。

### (7) ひょうごインターキャンパスの運営

ポータルサイト「ひょうごインターキャンパス」を通じて、様々な生涯学習機関と連携した多様な学習情報を発信し、学習者を支援する。

<参画機関数> 471機関（県等 97機関、市町等 60機関、  
学校関係機関 131機関、その他 183機関）

<アクセス件数> 661,932件（R3）

### (イ) 生涯学習情報コーナーの運営

相談員を配置し、学習方法や学習機会等に関する相談・情報提供を行う。

<所在地> 神戸クリスタルタワー6階

<相談件数>

年度	R 1	R 2	R 3
件数	333件	175件	175件

資料4

総務常任委員会資料

# 安全で安心な暮らしの実現について

令和4年10月25日

県民生活部  
生活安全課

## <目 次>

### I 消費政策の推進

1 ひょうご消費生活プランの推進	4
2 相談対応力の充実	
(1) 兵庫県内の消費生活相談状況（令和3年度）	5
(2) 消費生活総合センター等における専門的な相談への対応	6
(3) 市町消費生活センターへの支援	6
3 消費者教育・活動の推進	
(1) 成年年齢引下げに対応した若年層に対する消費者教育の推進	6
(2) 高齢者・障害者等の見守り活動の推進	7
(3) 金融教育（金融リテラシー）の推進	8
(4) 「消費生活情報プラザ」における消費者学習・活動の推進	8
(5) 多様な方法による啓発の実施	8
4 適切な事業者指導	
(1) 景品表示法・特定商取引法等に基づく指導	9
(2) 消費生活協同組合の育成指導	9
5 多様な主体との連携・協働	
(1) (新)成年年齢引下げにあわせた消費者教育の充実・強化	10
(2) 事業者団体等による消費者教育の支援	10
(3) 適格消費者団体「ひょうご消費者ネット」の活動支援	10
(4) ひょうご消費生活三者会議の設置	10

### II 地域安全対策の推進

1 地域安全まちづくりの総合的推進	
(1) 兵庫県内の犯罪情勢等	11
(2) 地域安全まちづくり推進計画の展開	11
(3) 地域安全まちづくり審議会の運営	11

<b>2 地域安全まちづくり活動の支援</b>	
(1) 地域安全兵庫県民大会の開催	12
(2) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営支援	12
(3) ひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰	12
(4) まちづくり防犯グループの活動支援	12
(5) 地域安全まちづくり推進員の設置	13
(6) 事業所における防犯責任者の設置促進	13
(7) 地域で守る子どもの安全安心確保事業の推進	13
(8) 高齢者の学びの場や大学との連携	14
<b>3 防犯に配慮した環境の整備</b>	
(1) 防犯カメラ設置補助事業	15
(2) (新)自動録音電話機等普及促進事業	15
(3) ひょうご地域安全SOSキャッチ事業の推進	15
(4) 客引き行為等の防止に関する条例の推進	16
<b>4 犯罪被害者等支援の充実</b>	
(1) 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定	16
(2) 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営	16
(3) 性犯罪・性暴力被害者への支援	16
<b>5 再犯防止対策の推進</b>	
(1) 兵庫県再犯防止推進計画の策定	17
(2) 再犯防止対策の推進	17
(3) 「社会を明るくする運動」の啓発	17
<b>Ⅲ 交通安全対策の推進</b>	
<b>1 交通安全対策の総合的推進</b>	
(1) 第11次兵庫県交通安全計画の目標と主な取組	18
(2) 兵庫県内の交通事故情勢	18
<b>2 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進</b>	
(1) 年間の運動等	19
(2) 重点的に推進する事業	20
<b>3 交通事故被害者支援の推進</b>	22

# I 消費政策の推進

## 1 ひょうご消費生活プランの推進

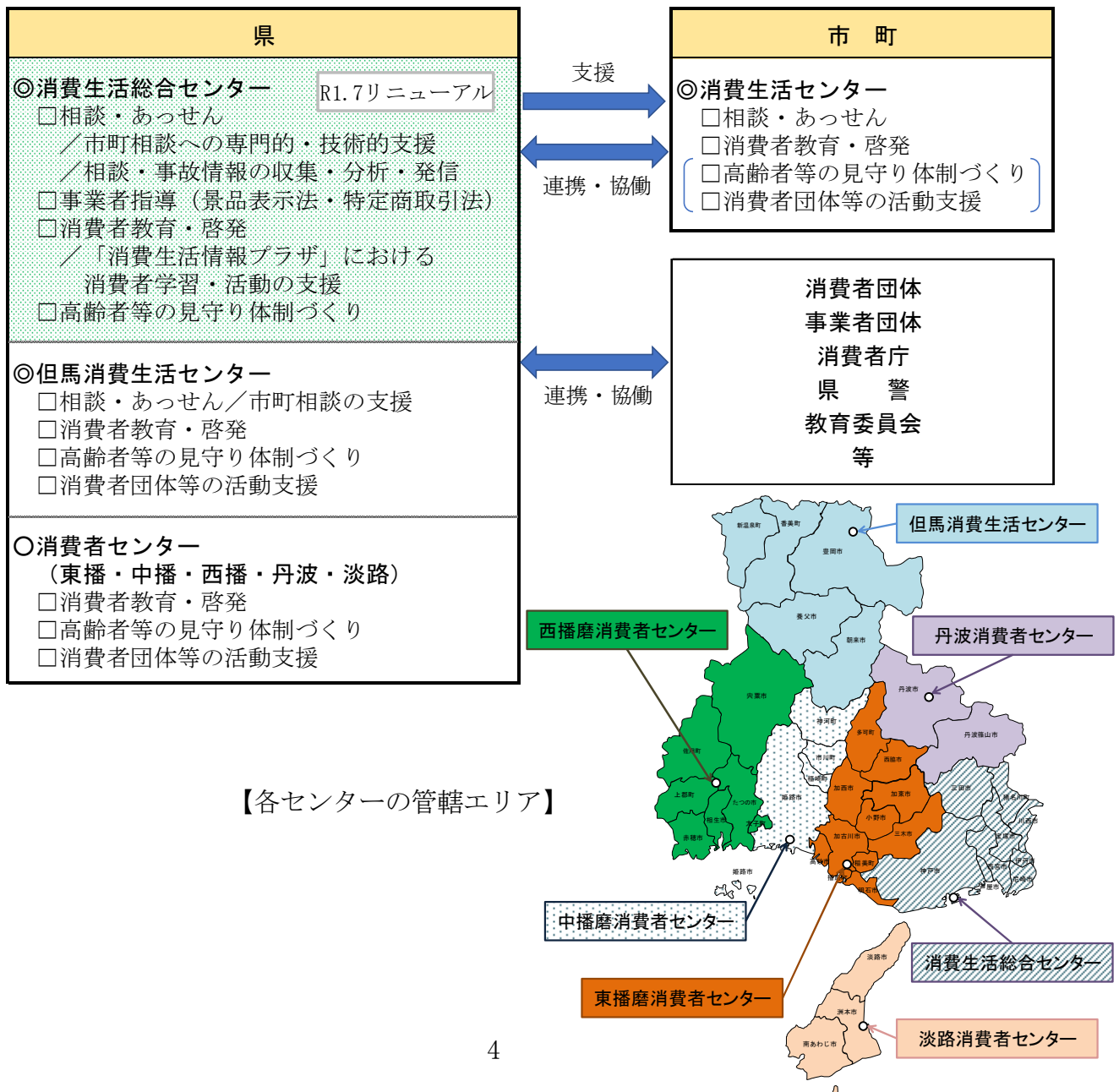
令和3年3月に消費生活行政の基本指針として策定した「ひょうご消費生活プラン」に基づき、社会状況の変化に応じた消費者施策を推進し、安全安心な消費生活と社会に配慮した消費行動を実現する。

### 〈推進体制〉

- 全県の中核拠点である県立消費生活総合センター及び県内各地のセンターにおいて、市町の消費生活センターと連携し、消費生活行政を総合的に推進
- 地域に密着した活動を行う消費者団体をはじめ、事業者団体、消費者庁、県警、教育委員会等と連携・協働して消費者施策を推進



【消費生活総合センター】



## 2 相談対応力の充実

消費者被害の防止・救済機能を高度化し、広域的・専門的な相談に対応するとともに、市町の相談対応力を高めるための支援を充実する。

### (1) 兵庫県内の消費生活相談状況（令和3年度）

相談件数は 47,218件(※)と新型コロナ関連の相談で急増した前年度(令和2年度) 51,601 件から8.5%減少したが、一昨年度(令和元年度)46,864 件とほぼ同件数となった。うち、消費者トラブルを示す苦情相談件数は40,942 件と、前年度比8.5%減少、一昨年度比1.7%増となり、4年連続で4万件を超えた。

※ 県消費生活センター：5,135件、市町消費生活センター：42,083件

〈特徴〉

- ・高齢者の割合が高い一方、若年層からの相談も増加傾向にある。
- ・コロナ禍での外出自粛等の影響で、インターネット通販の苦情が増加傾向にあり、特に化粧品や健康食品等の定期購入に係る相談が多数を占めている。

図1 相談件数の推移（県・市町受付計、以下同じ。）

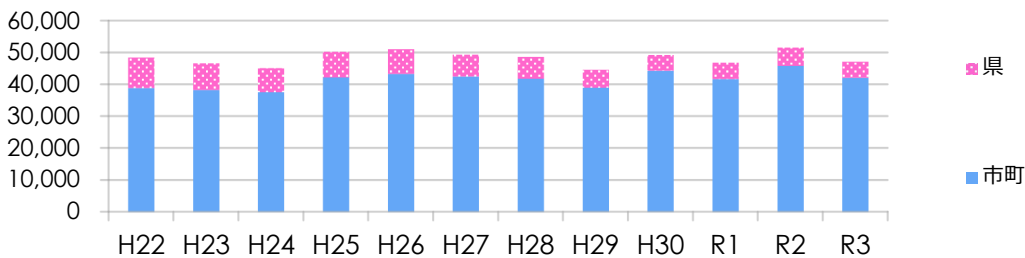


図2 苦情相談の年代別割合

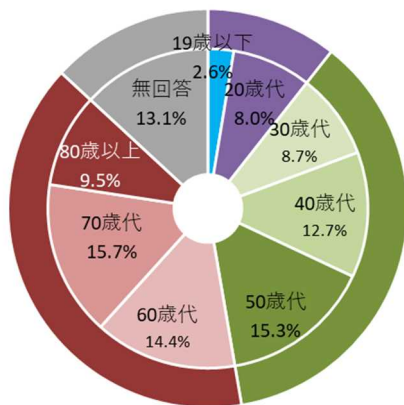


図3 29歳以下の苦情相談件数の推移

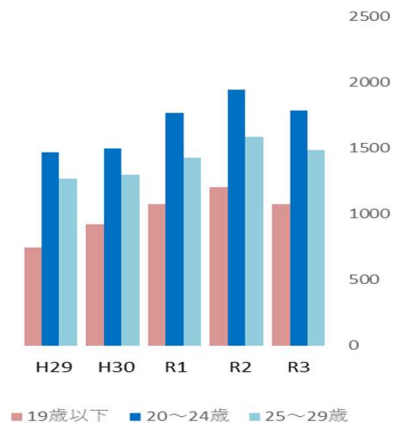


図4 年代別苦情相談内容

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1	インターネットゲーム	エステティックサービス	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般
2	化粧品	商品一般	賃貸アパート・マンション	化粧品	化粧品	化粧品	化粧品	健康食品
3	健康食品	賃貸アパート・マンション	紳士・婦人洋服	賃貸アパート・マンション	健康食品	移動通信サービス	移動通信サービス	移動通信サービス
4	商品一般	内職・副業 その他	化粧品	紳士・婦人洋服	賃貸アパート・マンション	健康食品	他の役務サービス	修理サービス
5	アダルト情報	出会い系サイト・アプリ	移動通信サービス	移動通信サービス	紳士・婦人洋服	インターネット接続回線	健康食品	化粧品

※「商品一般」とは、商品やサービスが何か特定できないもの（代表例：ハガキ等による架空請求）



## (2) 消費生活総合センター等における専門的な相談への対応

### ア 消費生活相談・あっせん等の実施（17,413千円）

消費生活総合センター及び但馬消費生活センターに消費生活相談員を配置し、契約トラブルや製品の安全性に関する相談に迅速・的確に対応する。

また、県内の相談情報を収集・分析し、市町や関係機関に情報提供する。

○県受付相談件数 5,135件(令和3年度) 2,116件(令和4年8月末現在)

### イ 専門家による相談業務支援（3,438千円）

弁護士や技術専門家による助言・学習会、緊急事案対策チームの設置による相談業務支援、臨床心理士による消費生活相談員のこころのケアを実施する。

○助言・学習会等 85回(令和3年度) 41回(令和4年9月末現在)

## (3) 市町消費生活センターへの支援

### ア 市町相談サポートデスクを通じた支援（13,970千円）

消費生活総合センターに「市町相談サポートデスク」（専門相談員）を設置し、相談の処理方針やあっせん方法、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）への入力方法等について市町消費生活相談員への助言を行う。

年度	訪問助言	OJT助言	電話助言	研修指導	その他指導	合計
R3	6回	11回	707回	18回	8回	750回
R4.8月末現在	2回	5回	275回	9回	2回	293回

### イ 消費生活相談レベルアップ研修事業（2,398千円）

消費生活相談員の経験や能力に応じた研修を実施する。

○基礎研修 4回(令和3年度) 4回(令和4年度予定)

○専門研修 11回(令和3年度) 12回(令和4年度予定)

### ウ WEBシステム活用による市町支援（855千円）

県・市町センターを結ぶWEBシステムを構築し、困難事案について円滑に相談でき、遠隔地や一人体制の市町消費生活相談員が研修を受けやすい体制とする。

## 3 消費者教育・活動の推進

消費生活総合センター及び但馬消費生活センターに消費生活相談員、県内各地の消費者センターに消費者教育推進員を配置し、消費者被害の拡大が特に懸念される若者、高齢者及び障害者を中心に、消費者力の向上と地域見守り活動の充実を図る。

### (1) 成年年齢引下げに対応した若年層に対する消費者教育の推進

#### ア 高等学校・特別支援学校等への出前講座等（1,882千円）

成年年齢引下げに伴い新たなターゲットになり得る年齢層や障害のある消費者が、社会に出る前から金銭感覚を身につけ、被害に遭わないための知識を得るとともに、悪質商法に加担する加害者とならないよう、高等学校・特別支援学校等での出前講座を実施する。また、新学習指導要領に対応した教員向けの研修・セミナーを行う。

○出前講座 149回(令和3年度) 71回(令和4年9月末現在)

○教員向け研修等 26回(令和3年度) 24回(令和4年9月末現在)

### イ 暮らしのヤングクリエイターの養成 (3,162 千円)

大学生協が設立した一般社団法人ひょうご大学生支援機構 (HUSSO) との連携により、消費者教育を実践する大学生を「暮らしのヤングクリエイター」として養成し、ワークショップや啓発活動等を通じて、若者の消費者力アップを図る。



【大学生が企画運営するワークショップ】

### ウ エシカル消費の推進 (1,368 千円)

SDGsを踏まえ、「社会や環境を意識した消費行動」を醸成するため、団体・グループとの協働による学習会等の開催や大学での出前講座を実施する。

○セミナー・出前講座

40回(令和3年度) 15回(令和4年9月末現在)



【エシカル消費オンラインセミナー】

### エ 体験学習会の実施 (3,284 千円)

幼児、小・中学生、保護者、消費者団体等が楽しみながら参加でき、身近な製品の使用方法やお金の管理等について学べる体験学習会を開催する。

○消費者力アップ体験学習会

9回(令和3年度) 8回(令和4年9月末現在)



【ゲームを活用した親子向け体験学習会】

## (2) 高齢者・障害者等の見守り活動の推進

### ア 高齢者等被害防止ネットワークの設置 (3,723 千円)

県・市町・警察、弁護士会、福祉関係団体、地域団体等で構成する「高齢者等被害防止ネットワーク」を県内7か所に設置し、定期的な情報交換や研修を実施する。

また、自治会・老人クラブのリーダーや高齢者等を見守る団体・企業等を対象とした出前講座を実施する。

○セミナー・出前講座 248回(令和3年度) 99回(令和4年9月末現在)

### イ 暮らしの安全・安心推進員の設置 (4,712 千円)

地域において、高齢者の見守り、消費生活に関する情報の収集・提供や啓発活動などを担う「暮らしの安全・安心推進員」を設置し、研修会の実施や活動支援ノートの配付等により、その活動を支援する。

○暮らしの安全・安心推進員 234人

### ウ 消費者リーダーの活動支援 (1,317 千円)

地域で活躍する消費者リーダーのため、情報交換会、講師としてのスキル向上を図る研修会を開催し、その活動を支援する。

○情報交換会・スキルアップ研修 5回(令和3年度) 1回(令和4年9月末現在)

## エ 消費者団体等との協働による啓発（3,492千円）

県消費者団体連絡協議会や県連合婦人会等と協働して、学習会、パネル展、キャンペーン、出前講座等を実施し、消費生活情報を提供する。



【パネル展】

## (3) 金融教育（金融リテラシー）の推進（1,188千円）

金融・経済に関する基礎知識を学び、悪質商法や投資詐欺による消費者被害を防ぐためのセミナー・出前講座を実施する。

また、兵庫県金融広報委員会（事務局：日本銀行神戸支店）に参画し、金融に関する広報を実施するほか、市町に同委員会の交付金活用を呼びかける。

- セミナー・出前講座 208回(令和3年度) 87回(令和4年9月末現在)
- 金融広報事業 6回(令和3年度) 6回(令和4年度予定)
- 交付金活用市町 10市町(令和3年度) 8市町(令和4年度予定)

## (4) 「消費生活情報プラザ」における消費者学習・活動の推進

消費生活総合センターに「消費生活情報プラザ」を設置して、団体・グループが自由に消費者学習・活動に関する勉強会やミーティング等に活用できる場を提供し、消費者団体等の自主的な活動・交流を促進する。

〈開設日時〉 月～金曜 10:00～17:00（祝日、年末年始除く。）

〈施設概要〉 展示ゾーン：県の消費者行政の歴史等、消費生活に関する情報を展示  
交流ゾーン：関連図書コーナー、セミナー・交流スペース

## (5) 多様な方法による啓発の実施

幅広い世代に消費者トラブル等に関する情報を届けるため、広報物の作成、新聞等への記事掲載、インターネットの活用など、多様な媒体による情報発信を行う。

また、新型コロナワクチン接種会場など多くの人が集まる会場で啓発を実施する。

- 安全・安心な消費生活推進本部Twitter（年264回発信、フォロワー2,903人）
- 県内全ての小・中・高校、特別支援学校への情報提供メール
- 神戸新聞(年10回)、毎日新聞(年10回)、兵庫ジャーナル、婦人兵庫等への掲載
- 広報チラシ等の作成
  - ・生活情報レポート「Aらいふ」（年3回発行）
  - ・「ひょうご消費者トラブル情報」（年6回発行）
  - ・世代別・目的別の啓発資材



【啓発リーフレット・チラシ】

## 4 適切な事業者指導

景品表示法や特定商取引法、消費生活条例に違反した疑いのある事業者に対し、適切な指導等を行うとともに、消費生活協同組合の民主的な運営と健全な発展を図る。

### (1) 景品表示法・特定商取引法等に基づく指導

#### ア 景品表示法の施行 (3,060 千円)

景品表示法に基づき、過大な景品類や、品質・規格、取引条件に関する不当な表示について、事業者への調査・指導・監視・処分等を実施する。

○被疑事件処理件数 134件(令和3年度)、29件(令和4年8月末現在)

〈主な事例：食肉販売業者による牛肉・豚肉の産地等偽装表示〉

令和元年9月～1月 景品表示法に基づく立入調査

令和2年2月 同法に基づく指導、不正競争防止法に基づく刑事告発

令和3年3月 判決（懲役1年6月(執行猶予4年)、罰金50万円)

#### イ 特定商取引法・消費生活条例の施行 (5,461 千円)

特定商取引法や消費生活条例に基づき、訪問販売等における勧誘目的を告げないなどの不当な取引行為について、事業者への調査・指導・監視・処分等を実施する。

○被疑事件処理件数 8件(令和3年度)、5件(令和4年8月末現在)

〈主な事例：連鎖販売取引（マルチ商法）業者の氏名不明示等の違反行為〉

令和4年5月 特定商取引法に基づく立入調査

令和4年8月 同法に基づく取引等停止命令（6か月）等

### (2) 消費生活協同組合の育成指導 (2,495 千円)

消費生活協同組合法に基づき、設立・定款変更の認可等の事務を行うとともに、業務及び会計について、法令及び定款等の遵守状況の指導検査を実施する。

○指導検査実施 9組合(令和3年度) 9組合(令和4年度予定)

＜種類別消費生活協同組合数＞

(令和4年10月1日現在)

地域購買	職域購買	大学	医療	共済	利用	連合会	計
5	2	11	8	7	1	1	35

## 5 多様な主体との連携・協働

事業活動を通じて消費者と密接につながっている事業者や、地域に根ざした活動を行っている団体等と協力し合い、きめ細やかな消費生活行政を展開する。

### (1) (新)成年年齢引下げにあわせた消費者教育の充実・強化 (26,741 千円)

公募型企画提案方式により、民間事業者が有するネットワークや広報手段を生かして多様な媒体による啓発事業を実施する等、特に成年年齢引下げにあわせてSNS等のデジタル広告等を活用した若い世代への情報発信を強化する。

#### ア 成年年齢引下げにあわせた啓発キャンペーン事業

成年年齢引下げにより影響を受ける若年層に対し、直接的に注意を呼びかけるため、消費者トラブル回避シミュレーションゲームを制作し、SNS等のデジタル広告等を実施する。

○受託事業者 株式会社讀賣連合広告社神戸支社

#### イ 環境に配慮した啓発資材の作成・配布

大学との連携により、県内の高校3年生(約42,000人)を対象に、脱プラスチックなど環境に配慮した啓発資材を配布する。



【消費者トラブル回避シミュレーションゲーム (R4 制作中)】

### (2) 事業者団体等による消費者教育の支援 (1,000 千円)

地域に根ざした活動を展開する生活協同組合や事業者団体等が取り組む消費者トラブル防止講座やイベントの開催、啓発資材の作成等について助成する。

○実施団体 コープこうべ、兵庫県生活協同組合連合会

### (3) 適格消費者団体「ひょうご消費者ネット」の活動支援 (1,200 千円)

差止請求権を行使できる適格性を備えた団体として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に取り組む、差止請求訴訟や被害回復制度に関する広報事業について助成する。

### (4) ひょうご消費生活三者会議の設置

消費者・事業者・行政のネットワーク「ひょうご消費生活三者会議」を設置し、消費者行政に関する情報の共有を図るとともに、三者協働によるワークショップを開催するなど、相互に連携した取組を推進する。

○構成団体 25団体

## Ⅱ 地域安全対策の推進

### 1 地域安全まちづくりの総合的推進

地域安全まちづくり条例のもと、犯罪のない安全安心な地域社会を実現するため、県民、団体、事業者、県及び市町の相互連携による地域安全まちづくり活動を推進する。

#### (1) 兵庫県内の犯罪情勢等

令和3年の刑法犯認知件数は30,003件で、平成14年をピークに19年連続で減少した。しかし、近年、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害や、性犯罪等の前兆とみられる未成年者への声かけ事案等の被害が高止まりの傾向にある。なお、県民意識調査において、「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合は、80%前後で推移している。

##### 【刑法犯認知件数の推移】

	H14年 (過去最高)	R1年	R2年	R3年
刑法犯認知件数	164,445件	40,395件	34,246件	30,003件

##### 【特殊詐欺被害等の推移】

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
特殊詐欺被害認知件数	766件	773件	658件	1,027件	859件
未成年者への声かけ事案件数	2,449件	2,466件	2,357件	1,948件	2,313件

#### (2) 地域安全まちづくり推進計画の展開

第6期地域安全まちづくり推進計画（令和4～6年度）に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的、計画的に推進する。

##### 【第6期推進計画の概要】

基本理念	地域社会の力を基本とした持続可能な安全安心の兵庫の実現
計画期間	令和4～6年度
8つの行動	行動1 みんなで安全安心な地域をつくる 行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる 行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる 行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する 行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

#### (3) 地域安全まちづくり審議会の運営（918千円）

地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項を建議するため、学識経験者、地域活動関係者等で構成される審議会を運営する。

## 2 地域安全まちづくり活動の支援

「地域の安全は地域住民自らが守る」という自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動や見守り活動を支援する。

### (1) 地域安全兵庫県民大会の開催（300 千円）

地域安全まちづくりについての県民の意識啓発を行うため、県警、県防犯協会連合会と共催で「地域安全兵庫県民大会」を開催する。

- 〈開催日〉 令和4年10月12日
- 〈開催場所〉 兵庫県公館
- 〈参加者数〉 約300人
- 〈内 容〉 防犯功労者表彰式、防犯講話等

### (2) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営支援（900 千円）

地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して地域安全まちづくり活動に取り組み、安全で安心な兵庫の実現をめざす県民運動の推進母体である協議会の運営を支援する。

【協議会シンボルキャラクター マモリン】



#### 【ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要】

会員団体数	112 団体（事業者 28、青少年・教育団体 26、防犯団体 15、商工団体 13、地域団体 9 等）
主な事業内容	○地域安全まちづくりセミナーの開催 ○防犯活動事例集「マモリンレポート」の発行（今年度3回） ○「犯罪から自分を守ろう」ポスターコンクールの開催 〈募 集〉 令和4年8月1日～9月12日 〈参加校等〉 参加校 88 校、応募数 590 点 〈表 彰 式〉 令和5年2月予定 ○防犯意識啓発グッズの作成 ○地域安全啓発キャンペーンの実施

### (3) ひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰（140 千円）

地域安全まちづくり活動に対する意欲を高め、持続可能なものとするため、活動に関して著しい功績のあった個人・団体を表彰する。

- 〈受賞件数〉 個人4件、団体11件（令和3年度）

### (4) まちづくり防犯グループの活動支援

#### ア 地域安全まちづくり活動情報等の共有

県内各地で結成された「まちづくり防犯グループ」の継続した活動を支援するため、地域の犯罪情報や各戸で取り組める防犯活動情報を提供する。

## イ 地域安全マップ作成支援

“死角のないまちづくり”を目指して、より効果的な地域の見守り活動を行うため、まちづくり防犯グループ等が行う活動地域内の危険箇所等を点検し、地域安全マップ作成に係る研修を実施する。

〈開催回数等〉 10回（各県民局・県民センター等）

### 【まちづくり防犯グループの概要】

グループ数	2,143団体（令和4年9月末現在）	
構成団体等	自治会、PTA、婦人会等	
活動範囲	単位自治会の区域、又は複数の単位自治会の区域（最大小学校区程度）	
主な活動内容	○防犯パトロール ○あいさつ・声かけ運動 ○門灯点灯運動	○子どもの登下校時の見守り活動 ○防犯広報紙の作成・配布 ○地域安全マップの作成等

## (5) 地域安全まちづくり推進員の設置（1,585千円）

防犯グループのリーダー役で、自ら率先して活動に取り組みとともに、関係機関やまちづくり防犯グループなどとの連携・協働の調整等を行う「地域安全まちづくり推進員」を設置し、その活動等を支援する。



【防犯グループによる見守り活動】

### 【地域安全まちづくり推進員の概要】

推進員数	3,956人（令和4年9月末現在）
活動内容	地域安全まちづくり活動の先導、活動グループの連携・協働の調整、活動グループの地域間交流の企画・実施、警察等関係機関との連絡調整
支援内容	身分証の交付、手引書の配布、ボランティア保険への加入、研修会の開催、犯罪・防犯情報の提供

### 【県民局・県民センター別推進員数（令和4年9月末現在）】

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
655人	812人	333人	309人	252人	350人	821人	157人	71人	196人

## (6) 事業所における防犯責任者の設置促進

事業所における地域安全まちづくり活動を促進するため、防犯点検・改修の実施、警察署等との連携、地域社会の安全確保への貢献、事業所内の防犯体制の整備等の役割を担う防犯責任者の設置を促進する。

### 【事業所防犯責任者の概要】

防犯責任者設置届出数	9,046人（令和4年9月末現在）
主な設置事業所	コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、自動車整備業等
支援内容	活動手引書・ステッカーの配布、防犯情報の提供、講習会の開催

## (7) 地域で守る子どもの安全安心確保事業の推進（1,505千円）

### ア 子どもの安全・安心確保のリーダー養成

犯罪企図者の子どもへの接近を防止するため、地域での効果的な見守り方法を学ぶリーダー養成講座を各県民局・県民センターで開催する。

〈養成数〉 863人（令和4年度）



## イ 子ども安全対策への取組に対する補助

子どもの危険回避能力の向上を図るとともに、子どもの見守り等の担い手となる新たな防犯グループの結成を促進する。

### 【子どもの安全対策支援事業の概要】

区分	防犯講習会等開催費補助	防犯活動経費補助
補助対象	まちづくり防犯グループ、PTA等の防犯に取り組む団体	新たにまちづくり防犯グループに登録する団体
対象経費	子どもや保護者を対象とした防犯講習会・研修会等に要する経費 ※子どもの参加を要件とする	防犯活動経費・用品等購入経費
補助額	上限2万円	上限1万円
件数	50件	10件

## ウ 「子どもを守る110番の家・店・車」の普及

県警と連携して、「110番の家・店・車」を各地域に確保するとともに、地域の防犯情報の共有、協力者の開拓や制度周知を図る。

○子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議（県警・県・市町・事業者）

〈開催日〉 令和4年12月予定

〈内容〉 子どもを取り巻く犯罪情勢、子どもを守る110番の家・店・車の取組状況等、防犯講演

### 【子どもを守る110番の家等設置状況（令和4年8月末現在）】

区分	対象	実施主体	箇所数
110番の家	一般民家、個人商店等	PTA、防犯協会等	55,823箇所
110番の店	各店舗又は車両	事業所団体等	18,803箇所
110番の車	各店舗又は車両	事業所団体等	27,178台

## (8) 高齢者の学びの場や大学との連携（217千円）

まちづくり防犯グループの高齢化、活動の低調化が大きな問題となっていることから、元気な高齢者や女性、若い世代の活動参画を促進する。

### ア 高齢者の地域安全まちづくり活動参加促進のための防犯講座の開催

高齢者の防犯活動への参画を促進するため、高齢者大学等に地域防犯講座を設置し、県から講師を派遣する。

〈開催回数〉 3回（いなみ野学園、嬉野台生涯教育センター等）

### イ 大学との地域安全まちづくり活動推進協定の締結

地域安全まちづくり活動に熱心に取り組んでいる大学と県との間で、学生が自主的に取り組む防犯活動とそれに対する県の支援を定めた協定を締結し、連携して活動を推進する。

〈締結大学〉 姫路獨協大学、関西国際大学、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学、兵庫医療大学

### 3 防犯に配慮した環境の整備

地域を構成する、県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、様々な空間や場面で犯罪の起きにくい安全で安心な環境を整備する。

#### (1) 防犯カメラ設置補助事業（30,000千円）

まちづくり防犯グループ等による自主的な防犯活動を補完し、地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラの設置に係る経費を助成する。

〈対象団体〉 まちづくり防犯グループ等の地域団体

〈助成額〉 1カ所6万円（定額補助）

〈助成件数〉 500カ所

#### 【平成22年度～令和3年度の補助箇所数】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
補助数	64	166	261	232	383	392	493	487	492	490	484	489	4,433

#### (2) (新)自動録音電話機等普及促進事業（13,650千円）

高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、緊急対策として地域の高齢者世帯の実情をよく知る市町が県警察と連携して実施する、防犯機能を有する自動録音電話機等の普及事業を支援する。

〈対象者〉 市町

〈助成額〉 警告機能付き電話機（購入補助） 4千円

警告機能付き外付け録音機（購入補助） 2千円

警告機能付き外付け録音機（貸与） 1.5千円

〈助成件数〉 6,500台

#### (3) ひょうご地域安全SOSキャッチ事業の推進（4,702千円）

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や、虐待、DV、いじめ等が疑われる場合等に、匿名でも通報できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を県と県警が共同で運営し、速やかに適切な関係機関（県・市町専門相談機関、警察等）へつなぐ。

〈開設日時〉 月～金曜日 9:00～16:00（祝日、12/29～1/3を除く。）

〈電話番号〉 078-341-1324（いざつーほー）

#### 【相談件数】

令和2年度		令和3年度		令和4年9月末	
受付	架電	受付	架電	受付	架電
348件	2,079件	326件	2,075件	161件	1,237件

#### 【相談者の属性（令和3年度）】

男性	女性	実名	匿名
167人	159人	151人	175人

**(4) 客引き行為等の防止に関する条例の推進 (20,184 千円)**

誰もが安心して公共の場所を通行し、利用できるよう、「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、客引き行為等の禁止地区に指定する三宮北部地域において、客引き行為等防止指導員による巡回・指導を実施する。

- 〈禁止地区〉 三宮北部地域（違反を繰り返すと5万円以下の過料を適用）
- 〈主な対策〉 ○県警、関係機関、団体等との合同警戒・巡回の実施
- 違反行為学生の多い大学に対する広報啓発活動の推進

**【指導状況】**

令和3年度					令和4年9月末				
指導	勧告	命令	過料	公表	指導	勧告	命令	過料	公表
30件	9件	8件	4件	3件	22件	8件	6件	4件	2件

**4 犯罪被害者等支援の充実**

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、県民の理解を深める啓発活動を実施し、関係機関が連携して被害者等に寄り添い、ニーズに応じた支援の充実を図る。

**(1) 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定**

犯罪被害者等支援の重要性について、県民、事業者等へ理解や協力を呼びかけ、関係機関等との連携強化や取組の充実を図るため、犯罪被害者等支援条例検討委員会を設置し、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定に向け検討を進めている。

〈予定スケジュール〉

- 令和4年7～11月 検討委員会
- 令和4年11月 パブリック・コメント
- 令和5年2月 条例案上程

**(2) 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営**

関係機関・団体で構成する「兵庫県被害者支援連絡協議会（会長：県警本部長）」を運営し、相互に連携した総合的、効果的な支援活動を推進する。

- 〈主な構成員〉 法律、医療、福祉分野の関係機関等（計72団体）
- 〈開催日〉 令和4年11月予定
- 〈場所〉 県警本部会議室

**(3) 性犯罪・性暴力被害者への支援 (8,615 千円)**

**ア ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営 (8,482 千円)**

警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、面接助言、法律等専門相談、警察・医療機関等への同行支援、医療費助成等を実施する。

- 〈開設時間〉 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
- ※夜間・休日は、国設置夜間・休日コールセンターが対応
- 〈電話番号〉 078-367-7874（ヤミナ）、#8891（ハクワンストップ）
- 〈委託先〉 （公社）ひょうご被害者支援センター

**【相談支援状況】**

令和3年度						令和4年8月末					
電話相談	面接助言	専門相談	同行支援	医療費助成	計	電話相談	面接助言	専門相談	同行支援	医療費助成	計
680件	16件	56件	7件	4件	763件	426件	5件	26件	2件	0件	459件

**イ 医療従事者向け専門研修の実施 (133 千円)**

産婦人科医師など医療従事者向けの高度専門研修を実施する。

- 〈委託先〉 （特非）性暴力被害者支援センター・ひょうご

## 5 再犯防止対策の推進

更生支援や再犯防止について県民の理解を深めるとともに、国、県、市町、関係機関・団体等と連携して、就業機会や住居の確保等への支援、福祉支援に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰を支援する。

### (1) 兵庫県再犯防止推進計画の策定

国が今年度策定する次期再犯防止推進計画に合わせ、更生支援と再犯防止対策について独立した計画の策定に向け、兵庫県再犯防止推進計画検討委員会を設置し、検討を進めている。

〈主な構成員〉 学識経験者、神戸保護観察所、大阪矯正管区、神戸刑務所、県、  
県警、市町、県保護司会連合会、県更生保護協会等

〈検討の進め方〉 福祉、就労、住居、少年非行防止・修学の4つのワーキンググループで検討

### (2) 再犯防止対策の推進

国、県、市町、関係団体等のネットワークとなる「再犯防止関係機関連絡会議」において再犯防止支援策の情報共有や検討を行うとともに、就業・住居・福祉支援に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰を支援する取組を促進する。

#### ア 再犯防止関係機関連絡会議の開催

〈主な構成員〉 神戸保護観察所、大阪矯正管区、神戸刑務所、県、県警、  
市町、県保護司会連合会、県更生保護協会等

〈開催日〉 令和5年1月予定

#### イ 市町再犯防止担当者会議の開催

〈開催日〉 令和4年11月予定

#### ウ 再犯防止施策手引書（令和4年度版）の作成等

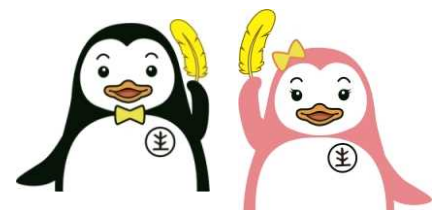
保護司や各機関等の更生保護関係者の活動を支援するため、関係機関の各種支援制度等を紹介する独自の手引書を作成し、関係機関へ配布する。

### (3) 「社会を明るくする運動」の啓発

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱し官民で構成する推進委員会が進める「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生に係る啓発に取り組む。

〈強調月間〉 令和4年7月

〈主な取組〉 広報啓発、作文コンテスト等



【更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん】

### Ⅲ 交通安全対策の推進

#### 1 交通安全対策の総合的推進

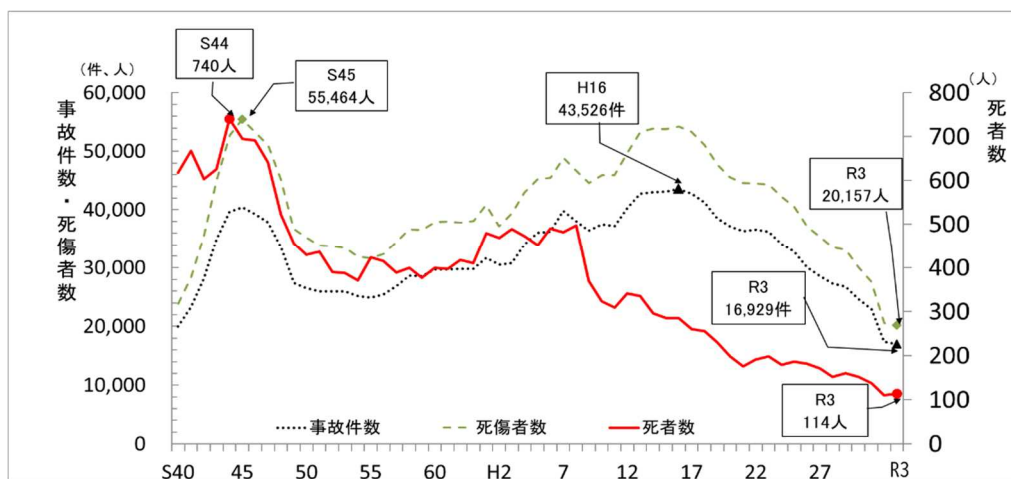
第11次兵庫県交通安全計画（令和3～7年度）及び令和4年度兵庫県交通安全実施計画に基づき、交通安全対策を推進する。

##### (1) 第11次兵庫県交通安全計画の目標と主な取組

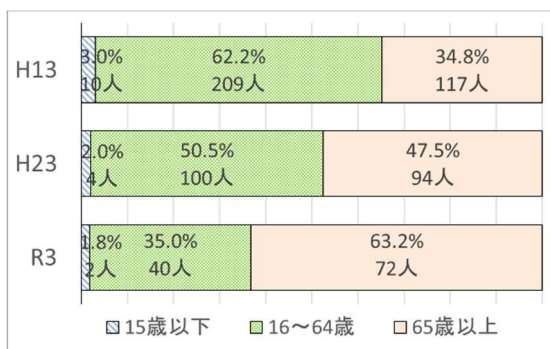
	道路交通		
	死者数	重傷者数	踏切事故件数
目標値 (R3実績)	80人以下 (114人)	1,000人以下 (1,175人)	0件 (6件)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保</li> <li>○歩行者の安全確保</li> <li>○自転車の安全確保</li> <li>○生活道路における安全確保</li> <li>○踏切道における安全確保</li> </ul>		

##### (2) 兵庫県内の交通事故情勢

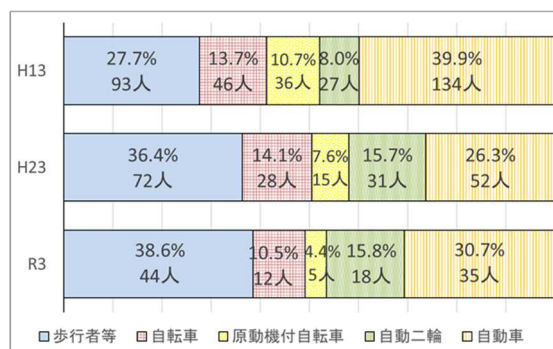
交通事故死傷者数、人身事故件数ともに減少傾向である。令和3年の死者数（114人：全国順位8位）は昭和22年以降、令和2年に次いで2番目に少ない値となった。なお、死者のうち約6割が高齢者である。



【人身事故件数と死者数、死傷者数の推移】



【年齢別交通事故死者数の構成率の推移】



【状態別交通事故死者数の構成率の推移】

## 2 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進

兵庫県交通安全対策委員会を主体に、県民の参画と協働のもと、交通事故のない元気で安全・安心な兵庫を目指し、県民運動を推進する。

### (1) 年間の運動等

#### ア 参加団体

○推進機関・団体：83 団体

兵庫県自家用自動車協会連合会、兵庫県トラック協会、兵庫県PTA協議会、兵庫県老人クラブ連合会、日本放送協会神戸放送局等

○協働団体：48 団体

兵庫県青少年団体連絡協議会、兵庫県シルバー人材センター協会、兵庫県自動車整備振興会、日本損害保険協会近畿支部、兵庫県消費者団体連絡協議会等

#### イ 啓発運動等

四季の運動等年間を通じて、交通安全意識の向上を図る普及啓発活動に取り組む。

種 別	運 動 名	期 間
年間の運動	子供・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動	通 年
	自転車安全利用推進運動	
	飲酒運転根絶運動	
	シートベルト・チャイルドシート着用運動	
	夕暮れ時の早めのライト点灯運動	
	交差点 はっきり・しっかり安全確認運動	
	違法・迷惑駐車 of 追放運動	
	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	
四季の運動	春の全国交通安全運動	4月6日～15日(10日間)
	夏の交通事故防止運動	7月15日～24日(10日間)
	秋の全国交通安全運動	9月21日～30日(10日間)
	年末の交通事故防止運動	12月1日～10日(10日間)
交通安全の日	交通安全意識を高める日	四季の運動の初日
	みんなで迷惑駐車をなくする日	毎月1日
	自転車安全利用の日	毎月2日
	横断歩道おもいやりの日	毎月11日
	高齢者交通安全の日	毎月15日
	シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	

#### ウ 交通安全広報啓発活動の実施

各種イベントや交通安全県民大会の開催等により、交通安全意識の向上を図る。

#### (7) 交通安全県民大会の開催

- 〈開催日〉 令和4年9月13日
- 〈開催場所〉 兵庫県公館
- 〈参加者数〉 約250人
- 〈内 容〉 ○交通安全功労者等への感謝状贈呈  
○取組事例の発表



【大学生による取組発表】

#### (イ) 街頭での普及啓発等の広報活動

- ① 警察・関係団体と連携して、街頭での交通安全普及啓発活動を実施
- ② 四季の運動の啓発チラシ(計 20 万枚)を作成し、市町・関係団体に配布
- ③ 交通安全ネットワークに参加する事業所や団体等  
に対し、月 1 回交通安全だよりを配信  
(参加事業所等) 45,533 組織(令和 4 年 9 月末現在)

#### エ 交通死亡事故多発時対策

交通死亡事故が短期間に多発したとき、交通死亡事故多発警報(県内全域)や交通死亡事故多発注意報(県民局等单位)を発令して、広く県民に注意喚起を図るとともに、交通安全活動を強化する。

(注意報発令状況)

[令和 4 年度] 阪神南地域 (R4. 5. 2~5. 11)



【交通安全だより(臨時号)】

#### オ 交通安全推進市町に対する顕彰

交通死亡事故の発生を一定期間抑止、又は交通事故死者数及び人身事故件数を減少させた市区町に対して、兵庫県交通安全対策委員会会長(知事)名で顕彰を行う。

(顕彰状況) 10 市区町(令和 4 年 9 月末現在)

## (2) 重点的に推進する事業

#### ア 子供の交通安全対策(926 千円)

##### (ア) 児童等を対象とした交通安全教室

児童等に交通ルールや自転車の正しい乗り方を指導する。

[令和 3 年度] 100 回 9,730 人

[令和 4 年度] 83 回 8,241 人(令和 4 年 9 月末現在)



【児童を対象とした交通安全教室】

##### (イ) ひょうご児童等交通安全ネットワーク

学校を通じて、小・中・高校生及び保護者等へ交通安全だよりを配信する。

#### イ 高齢者の交通安全対策(1,093 千円)

##### (ア) 高齢者交通安全対策重点推進地域

高齢者の交通事故死者数の多い 3 市区を推進地域に指定し、重点的に啓発チラシを配布する。

(令和 4 年度指定) 神戸市西区、尼崎市、姫路市

##### (イ) 交通安全シルバー元気アップ事業

高齢者等に対する出前式の参加・体験・実践型の「元気と交通マナーアップ出前講座」などの啓発事業を実施する。

[令和 3 年度] 24 回 800 人

[令和 4 年度] 13 回 752 人(令和 4 年 9 月末現在)

(ウ) (新)高齢者大学での交通安全教室

兵庫県高齢者大学において、安全運転サポート車の乗車体験・車の死角体験等を行う交通安全教室を実施する。(6箇所、7回、約550人)



【高齢者大学での交通安全教室】

(エ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知

高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知を図り、運転に不安のある高齢の運転者が運転免許を返納しやすい環境を醸成する。

ウ 歩行者の交通安全対策 (1,267千円)

(ア) 横断歩道合図(アイズ)運動の推進

歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指すため、歩行者・運転者の双方が横断合図することにより、車両の一時停止を徹底する「横断歩道合図(アイズ)運動」等を推進する。

(イ) 横断歩道歩行者優先宣言

業務用車両を有する事業者「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道では歩行者優先を徹底する安全運転の実践を推進する。

〈宣言事業所〉 1,661事業所(令和4年9月末現在)

エ 自転車の交通安全対策 (4,025千円)

(ア) 自転車交通安全対策重点推進地域

自転車の交通事故が多い5市区を推進地域に指定し、市町等と連携した自転車安全利用に関する啓発を実施する。

〈令和4年度指定〉 神戸市長田区、尼崎市、伊丹市、高砂市、姫路市

(イ) 高校生向け自転車交通安全教室

スタントマンによる交通事故の実演(スケアード・ストレイト)を見て、交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ交通安全教室を県下6高等学校・特別支援学校で実施する。



【高校生向け自転車交通安全教室】

オ 飲酒運転の根絶 (343千円)

(ア) 飲酒運転追放宣言

酒類を提供、販売する事業者等が「三ない運動」を実践する飲酒運転追放宣言を行い、飲酒運転を許さないという気運を醸成する。

〈宣言事業所〉 3,727事業所(令和4年9月末現在)

(イ) キッズ交通保安官・ファミリー隊

小学生とその保護者を対象に、家族や地域に飲酒運転の防止を呼びかけるキッズ交通保安官・ファミリー隊に任命する。

〈キッズ交通保安官〉 899人

〈ファミリー隊〉 390人(令和4年9月末現在)



【キッズ交通保安官】



### 3 交通事故被害者支援の推進

交通事故に係る各種相談に応じる常設の交通事故相談所を開設して、被害者支援活動を推進する。

#### 〈交通事故相談所の概要〉

名 称	場 所	相談曜日(9～16時※)	相談員数
兵庫県交通事故相談所 本 所	神戸ハーバーランド庁舎	月・火・木・金	2人
〃 姫路支所	県姫路総合庁舎	水	1人(本所兼務)
〃 豊岡支所	県豊岡総合庁舎	水	1人

※12～13時除く

#### 〈相談内容・件数 [令和3年度] 〉

区分	賠償 関係	保険 請求	示談 関係	過失 割合	訴訟調 停利用	その他	計
面 談	0件	9件	33件	4件	6件	2件	54件
電 話	9件	56件	316件	20件	31件	81件	513件
計	9件	65件	349件	24件	37件	83件	567件